

千曲市小・中学生クラブ・部活動大会等出場補助金交付要綱の一部を改正する告示

教育総務課

千曲市小・中学生クラブ・部活動大会等出場補助金交付要綱（平成16年千曲市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

千曲市小学生クラブ活動大会等出場補助金交付要綱

第1条中「千曲市立小・中学校の児童・生徒が小・中学校クラブ・部活動」を「千曲市立小学校の児童が小学校クラブ活動の」に改める。

第2条中「千曲市立小・中学校の児童・生徒」を「千曲市立小学校の児童」に改める。

様式第1号中「千曲市長 様」を「（宛先）千曲市長」に、

「

年度千曲市小・中学生クラブ・部活動各種大会等出場補助金交付申請書

年度千曲市小・中学生クラブ・部活動各種大会等出場補助金を下記のとおり交付されるよう、関係資料を添えて申請します。

」を

「

年度千曲市小学生クラブ活動各種大会等出場補助金交付申請書

年度千曲市小学生クラブ活動各種大会等出場補助金を下記のとおり交付されるよう、関係資料を添えて申請します。

」に改める。

様式第2号中

「

千曲市小・中学生クラブ・部活動各種大会等出場に係る事業計画書

」を

「

千曲市小学生クラブ活動各種大会等出場に係る事業計画書

」に、

「

※千曲市小・中学生クラブ・部活動各種大会等出場に伴う経費補助基準により記入

」を

「

※千曲市小学生クラブ活動各種大会等出場に伴う経費補助基準により記入

」に改める。

様式第3号中「千曲市長 様」を「（宛先）千曲市長」に、

「

年度千曲市小・中学生クラブ・部活動各種大会等出場補助金実績報告書

千曲市小・中学生クラブ・部活動各種大会等出場補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり報告いたします。

」を

「

年度千曲市小学生クラブ活動各種大会等出場補助金実績報告書

千曲市小学生クラブ活動各種大会等出場補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり報告いたします。

」に改める。

令和8年8月26日提出

千曲市教育長 蟹澤 友司

条例、規則等の名称	千曲市小・中学生クラブ・部活動大会等出場補助金交付要綱
制 定 区 分 (該当字句を ○で囲む)	新 規 一部改正 全部改正
制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)	千曲市補助金等交付規則（平成24年規則第38号）
<u>提案理由</u> 令和8年度に市内中学校の部活動の地域展開に伴い、中学校の部活動が廃止となったため、該当箇所を削除する。	

千曲市小・中学生クラブ・部活動大会等出場補助金交付要綱の一部を改正する告示

千曲市小・中学生クラブ・部活動大会等出場補助金交付要綱（平成 16 年千曲市教育委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

千曲市小学生クラブ活動大会等出場補助金交付要綱

第 1 条中「千曲市立小・中学校の児童・生徒が小・中学校クラブ・部活動」を「千曲市立小学校の児童が小学校クラブ活動の」に改める。

第 2 条中「千曲市立小・中学校の児童・生徒」を「千曲市立小学校の児童」に改める。
様式第 1 号中「千曲市長 様」を「(宛先) 千曲市長」に、

「

年度千曲市小・中学生クラブ・部活動各種大会等出場補助金交付申請書

年度千曲市小・中学生クラブ・部活動各種大会等出場補助金を下記のとおり
交付されるよう、関係資料を添えて申請します。

」を

「

年度千曲市小学生クラブ活動各種大会等出場補助金交付申請書

年度千曲市小学生クラブ活動各種大会等出場補助金を下記のとおり交付され
るよう、関係資料を添えて申請します。

」に改め

る。

様式第 2 号中

「

千曲市小・中学生クラブ・部活動各種大会等出場に係る事業計画書

」を

「

千曲市小学生クラブ活動各種大会等出場に係る事業計画書

」に、

「

※千曲市小・中学生クラブ・部活動各種大会等出場に伴う経費補助基準により記入

」を

「

※千曲市小学生クラブ活動各種大会等出場に伴う経費補助基準により記入

」に改め

る。

様式第3号中「千曲市長 様」を「(宛先) 千曲市長」に、

「

年度千曲市小・中学生クラブ・部活動各種大会等出場補助金実績報告書

千曲市小・中学生クラブ・部活動各種大会等出場補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり報告いたします。

」を

「

年度千曲市小学生クラブ活動各種大会等出場補助金実績報告書

千曲市小学生クラブ活動各種大会等出場補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり報告いたします。

」に改め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年 月 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に千曲市小・中学生クラブ・部活動大会等出場補助金交付要綱の規定に基づき作成されている用紙については、この告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

千曲市小・中学生クラブ・部活動大会等出場補助金交付要綱千曲市小学生クラブ
活動大会等出場補助金交付要綱

平成 16 年 2 月 10 日
教育委員会告示第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、千曲市立小・中学校の児童・生徒が小・中学校クラブ・部活動千曲市立小学校の児童が小学校クラブ活動の各種大会等（以下「大会等」という。）に出場する場合において、保護者の経費負担を軽減するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、千曲市補助金等交付規則（平成 24 年千曲市規則第 38 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象の範囲及び補助額)

第 2 条 千曲市立小・中学校の児童・生徒千曲市立小学校の児童が県大会以上の大会等に出場する場合で、出場に要する経費に対し、別に定める経費補助基準の範囲内において補助を行うものとする。

(補助金交付の申請等)

第 3 条 規則第 4 条に規定する申請は、大会等出場補助金交付申請書（様式第 1 号）1 部に、次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 大会等出場に係る事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 大会等に係る通知、実施要項、選手名簿等の写し

(実績報告)

第 4 条 規則第 12 条の規定による報告は、大会等出場に係る実績報告書（様式第 3 号）により、市長に提出しなければならない。

(証拠書類)

第 5 条 補助金の交付を受けた者は、大会等出場に要した経費等の証拠書類を備えておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

千曲市長—————様（宛先）千曲市長

申請者

住所

氏名

学校長

———~~年度千曲市小・中学生クラブ・部活動各種大会出場補助金交付申請書~~

———~~年度千曲市小・中学生クラブ・部活動各種大会等出場補助金を下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。~~

年度千曲市小学生クラブ活動大会等出場補助金交付申請書

年度千曲市小学生クラブ活動大会等出場補助金を下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

様式第2号 (第3条関係)

千曲市小・中学生クラブ・部活動各種大会出場に係る事業計画書

千曲市小学生クラブ活動各種大会等出場に係る事業計画書

学校 _____

[illegible]

※ 千曲市小・中学生クラブ・部活動各種大会出場に伴う経費補助基準により記入

※ 千曲市小学生クラブ活動大会等出場に伴う経費補助基準により記入。

※ 経費明細がわかるものを添付すること。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

千曲市長 様

申請者

住所

氏名

学校長

~~——年度千曲市小・中学生クラブ・部活動各種大会出場補助金実績報告書~~

~~千曲市小・中学生クラブ・部活動各種大会出場補助金要綱第4条の規定により、下記のとおり報告いたします。~~

年度千曲市小学生クラブ活動各種大会等出場補助金実績報告書

千曲市小学生クラブ活動各種大会等出場補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1. 事業執行内訳 別紙のとおり

2. 補助金請求額 金 円

3. 振込先

金融機関名

口座番号

口座名義

千曲市小・中学生クラブ・部活動大会等出場補助金交付要綱（平成 16 年千曲市教育委員会告示第 2 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<u>千曲市小・中学生クラブ・部活動大会等出場補助金交付要綱</u> （趣旨） 第 1 条 この要綱は、<u>千曲市立小・中学校の児童・生徒が小・中学校クラブ・部活動各種大会等</u>（以下「大会等」という。）に出場する場合において、保護者の経費負担を軽減するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、千曲市補助金等交付規則（平成 24 年千曲市規則第 38 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （補助対象の範囲及び補助額） 第 2 条 <u>千曲市立小・中学校の児童・生徒</u>が県大会以上の大会等に出場する場合で、出場に要する経費に対し、別に定める経費補助基準の範囲内において補助を行うものとする。 様式第 1 号（第 3 条関係） （略） 様式第 2 号（第 3 条関係） （略） 様式第 3 号（第 4 条関係） （略）	<u>千曲市小学生クラブ活動大会等出場補助金交付要綱</u> （趣旨） 第 1 条 この要綱は、<u>千曲市立小学校の児童が小学校クラブ活動の</u> <u>各種大会等</u>（以下「大会等」という。）に出場する場合において、保護者の経費負担を軽減するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、千曲市補助金等交付規則（平成 24 年千曲市規則第 38 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （補助対象の範囲及び補助額） 第 2 条 <u>千曲市立小学校の児童</u>が県大会以上の大会等に出場する場合で、出場に要する経費に対し、別に定める経費補助基準の範囲内において補助を行うものとする。 様式第 1 号（第 3 条関係） （略） 様式第 2 号（第 3 条関係） （略） 様式第 3 号（第 4 条関係） （略）

別紙

小学校クラブ活動大会等出場に伴う経費補助基準

小学校クラブ各種大会等（県大会以上）に出場する場合、保護者の経費負担を軽減するため、出場に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する基準を次のとおり定める。

(1) 大会の補助額

旅 費	宿 泊 費（ 上 限 ）
鉄道・路線バス運賃の 2／3 以内	北信越大会 9, 0 0 0 円（1 泊 2 食） 全国大会 1 0, 5 0 0 円（1 泊 2 食）

(2) 共通事項

- a 旅費の補助額については、鉄道・路線バス運賃を基本とする。
貸切バスを利用した場合で鉄道・路線バス運賃と比較して格差の著しい場合は、どちらか低い額とする。
- b 会場への移動手段が船舶・航空機に限られる場合は、予算の範囲内で補助する。
- c 補助対象人員については、大会要項に基づく参加者数であり選手（補欠を含む。）のみを対象とする。競技によりマネージャーも含む。
- d 宿泊費の補助対象は、原則として開会式当日の宿泊から自チームの競技終了日の前日泊までを対象とする。
- e 宿泊運賃の他、出場のため特別に必要な経費については、予算の範囲で補助する。